

## 論文の内容の要旨

論文題目 領域権原論再考——領域支配の実効性と正当性——  
氏名 ほう すぎよん  
許 淑娟

本稿は、領域権原の規律形式と権原を支える基盤〔=物的基盤および正当化（型）基盤〕から領域法と領域権原概念の変遷を位置づけ、現代における領域権原概念の意義と機能を考察するものである。国家の領域支配の正当化根拠を〈領域主権の源である「領域権原」〉概念として国際法が規律していることから、本稿の検討は、国家が領域と領域内にいる人々の生を支配することがなぜ正当化されるのかという国家間秩序としての国際法秩序における根源的な問いを含むものになる。分析に用いられる〈権原の物的基盤〉とは権原を支える領域支配の事実を指す。〈権原の正当化（型）基盤〉は、その規律形式のあり方を含めて、権原概念それ自体を成立せしめる基盤を提供する正当化の論理あるいは命題のことである。なお、領域権原を規律する現代領域法の適用解釈を本稿が主要な関心とすることから、現代の領域法解釈において参照される諸概念を具体的な検討対象にした。

第1章では、領域法の歴史を「新世界の発見」から紐解き、その生成と変遷を、Vitoria および Grotius という草創期から20世紀初頭までの国際法学説とベルリン議定書の起草過程をはじめとする植民地化時代の国家実行から裏付けた。

「新世界の発見」とその植民地化に際して、ヨーロッパは植民地の領域規律という問題を〈異教徒に対する教皇の管轄権〉という形で構成した。すなわち、全世界が神に属し、

その処分は異教徒の土地であっても教皇の管轄権に含まれるとしたうえで、ヨーロッパによる非ヨーロッパ領域の侵略が〈異教徒による「神の法」への違反に対する処罰〉として正当化されるという権原の正当化（型）基盤が観念されたのである。また、教皇の勅書に基づき植民地取得をキリスト教国の間で「発見」を基準として調整するという権原の規律形式が想定された（「正戦論的領域法」）。

しかし、領域支配という権原の物的基盤の伴わない宗教的權威に基づいた規律方式〔＝教皇の勅書と「発見」〕は、やがて実際の領域支配をその基盤とする「原始取得の法理」に対抗されることになる。原始取得の法理を主張する Grotius らは、植民地における現実支配に領域権原を根拠づけた（「無主地先占」）。これは、領域支配という具体的な事実〔＝権原の物的基盤〕に領域権原を係らしめる規律形式である。土地は最大限利用されなければならないということを規範的命題として、領域支配に権原を認めることによってその命題が実現されるという正当化論理〔＝権原の正当化（型）基盤〕が、無主地先占による権原を支えるのである。

やがて、1884-5年のベルリン会議に顕著に現れるように、文明国のみが領域をより良く支配することが可能であるとしてヨーロッパ列強は非ヨーロッパの国家領域の多くを「主がいな土地」として単なる財へと客体化していくことになる（「領域のドミニウムの把握」）。権原の基盤をめぐる論争は後景に退き、領域取得の議論の中心は植民地を取得する態様である〈様式〉と〈様式による権原〉の根拠づけに移行する。文明国水準によって「無主地」かどうかを決定して、領域権原を得るに値する態様（先占・割譲・時効・添付・征服の5様式）に合致するかを形式的に判断する様式論における領域関係の規制方式は、19世紀後半に興隆する「法実証主義」に適したのもであった。こうして〈領域法〉は、宗教的權威と世俗的權威の対抗関係ならびに植民地経営の目的の変化という領域をめぐる国際関係の変動、法実証主義の隆盛に伴う変革の要請を受け、「正戦論的領域法」から原始取得の法理を前提とする「様式論」へと遷移したのである。

第2章は、新たな領域法体系と称される「主権の表示」アプローチおよび「歴史的凝縮」概念の意義と影響を、1928年パルマス島仲裁をはじめとする19世紀末から20世紀半ばまでの国際判決および学説の広範かつ精緻な渉獵によって考察したものである。

通説とされる「様式論」は、実際の運用には明確さに欠き、また、「権原を有さない非文明国」とされる先住民との協定を説明することができない。このため、様式論は少なくとも紛争解決の局面において適用されることはなかった。様式論の問題を認識していた Huber は、仲裁人として、1928年パルマス島仲裁において「主権の表示」アプローチを提示する。

「主権の表示」アプローチの意義は、「継続的かつ平穏な主権の表示は権原に値する」というパルマス定式に集約されており、それは、「様式」という媒介なしに、領域の実効的

支配〔＝主権の表示〕から権原を導き出す規律形式である。「主権の表示」アプローチは、他国との関係も含めて当該領域に最も適した主権の行使のあり方を実態的に考慮し、主権の行使の継続という動的な側面に着目する。同アプローチが、「主権の表示」を「権原」として認める基盤は、主権国家がそれぞれの領域を実効的に統治することによって「国際法の守護する最低限の保護」を地球上に行き渉らせるという国際社会の価値の実現に関わる命題から成り立っている〔＝正当化（型）基盤〕。これは、「主権の表示」として認められる領域支配〔＝物的基盤〕によって国際社会の価値の実現が可能になることを意味する。

パルマス定式を反映した「歴史的凝縮」概念（de Visscher）もまた、領域をめぐる利害や関係が複合して歴史的に権原を形成する過程そのものに着目した。これらは、法実証主義や法学の自律性を確保しようとする立場を批判し、形式や体系よりも国際関係の実態を捉えようとする国際法における法社会学的アプローチの影響下にある領域法といえる。

第3章では、脱植民地化時代における *Uti Possidetis* 原則の領域法的意義を、1980年代以降の7つの国際裁判判決論理から克明に位置づけることがなされた。

1980年代以降の旧植民地国家の領域紛争において *Uti Possidetis* 原則が適用法規として参照され、この原則が適用される範囲内では主権の表示アプローチが排除された。そこでは、独立時の旧行政区画線および国境線〔＝*Uti Possidetis* 線〕がそのまま国境線となり、*Uti Possidetis* 線の中で権原は「主権の表示」とは関連のない独立時の法的な行政区画線に「凍結」されるという判断がなされるのである（ICJ ブルキナファソ＝マリ事件）。

このように、*Uti Possidetis* 原則が実際の領域支配とは関わりなく領域関係を確定させるのは、ようやく独立を達成した新生国家が国家領域の隅々まで主権を実効的に及ぼすまでには相当の時間がかかり、そのことから生じる領域統治の不安定性や、他国との摩擦、国際紛争・内紛の発生を危惧したためである。独立を危うくしかねない不安定要素を甘受してまで「主権の表示」の確立を悠長に待つのではなく、*Uti Possidetis* 線にしたがった領域関係の確定を急ぐことが「賢明な解決」であると国際社会および独立国家自身が決断したのである。すなわち、*Uti Possidetis* 原則は、領域支配の実態〔＝物的基盤〕を敢えて問わないことによって、安定した植民地独立を遂げ人民の自決を達成することを領域権原の正当化（型）基盤として提示したのである。

もともと、*Uti Possidetis* 原則はそれ自体で自明な国境線を画定できるわけではない。そこで *effectivités* という概念が導入されることになる。*effectivités* が指し示す内容は実効的な行政行為であり、「主権の表示」アプローチにおいて求められる権原の物的基盤の内容と同一である。ただしその機能は、*Uti Possidetis* 原則の枠内において *Uti Possidetis* 線を示す〈証拠〉としての機能に限定される。しかしながら、*effectivités* の概念は一度導入されるや次第に一人歩きを始め、*effectivités* が領域権原あるいは領域主権を附与するものとして扱われる例が生じる。このように扱われる場合、*effectivités* は「主権の表示」や「歴史的凝縮」の単

なる言い換えに過ぎない。このような〈源〉としての *effectivités* への読替え、ならびに、〈証拠としての *effectivités*〉への参照が示すものは、領域関係の規律ならびに領域権原概念は、形式的な判断だけでは成り立たず、物的基盤を否応なく考慮せざるを得ないという傾向である。

権原概念およびその正当化（型）基盤という枠組は、領域支配の正当化根拠の精緻な分析を可能にするのみならず、領域支配の実効性の内実と意義を規制する機能を果たしていたことが本稿の領域権原概念の変遷の検討から示された。あらゆる領域支配の実効性が正当性を支える〈権原の物的基盤〉となるわけではなく、特定の領域の実効的支配が権原を支える物的基盤であると正当化する論理、すなわち、〈権原の正当化（型）基盤〉によって権原が支えられているのであり、この〈正当化（型）基盤〉の示す論理に基づいて、どのような実効的支配が権原の基盤となるのかが逆に規制されるのである。原始取得の法理において、権原の基盤となり得る領域支配とは、土地の最大限の利用を可能とするものに限定されるのであり、「主権の表示」アプローチにおいても、「国際法の守護する最低限の保護」を可能とする「主権の表示」だけが権原に値するのである。また、権原の物的基盤として認められない単なる〈領域支配の実効性〉は、権原という〈領域支配の正当性〉と対立することになる。

もっとも、〈領域法〉や〈領域権原論〉の分析から、国際法主体性の問題や自決原則の態様、武力行使禁止原則などの権原を正当化する命題や論理を導き出すことはできない。本稿の限界はここに存在する。しかしながら、限定された射程においてもなお、〈領域権原〉概念は、領域支配の実効性と正当性の関係を精緻に分析することを可能にし、領域支配の法的規律を動的に捉えながらも、領域支配の実態に埋もれることなく、領域支配における「正しさ」や「賢慮」を国際法学に取り入れ、それを固着させる役割を担う。領域権原概念とその基盤を批判的に精査し続ける学究的営みは、国際社会のあるべき秩序像、領域支配における「正しさ」、主権国家が果たすべき役割、さらには国家領域に住む我々の生活そのものに関わるものである。